

別表

改定上限入浴料金の算定根拠 (平成30年標準浴場 47施設 (個人経営 36施設 法人経営 11施設) の1浴場平均 単位 (円))

年間入浴料金収入	(ア)	15,259,396
営業外収入	(イ)	1,867,637
営業外収入 (イ) の収益 (収入×30%)	(ウ)	560,291

H30年調査時入浴料金 大人440円 中人150円 小人60円	利用者割合 (大人93% 中人4% 小人3%)
年間営業日数 312日	
1日平均利用者数大人換算 111人	

年間営業費用		(A)	(B)
		H30年実績	(A)の 消費税10% 換算
1	人件費 (注3, 4)	4,155,435	4,155,435
2	水道料 (*)	817,242	832,376
3	燃料費 (*)	1,981,157	2,017,845
4	電気料 (*)	2,087,734	2,126,396
5	借地借家料	1,110,613	1,110,613
6	消耗品費 (*)	580,607	591,359
7	保険料	238,969	238,969
8	旅費通信費 (*)	155,837	158,723
9	会費交際費 (*)	118,732	120,931
10	減価償却費	1,038,222	1,038,222
11	修繕費 (*)	872,365	888,520
12	公租公課 (**)	849,590	990,881
13	支払利子	67,623	67,623
14	雑費 (*)	476,231	485,050
15	建物再調達費 (注5)		
16	事業報酬 (注6)		
合計		(エ) 14,550,357	14,822,942

(C)
改定入浴料金 算定欄 【 (B) + 個人事業主分人件費(注3、4) + 建物再調達費 + 事業報酬 】
6,241,992
832,376
2,017,845
2,126,396
1,110,613
591,359
238,969
158,723
120,931
1,038,222
888,520
990,881
67,623
485,050
556,209
324,424
17,790,133

備考
注1(*) 消費税対象項目(10%:×1.1/1.08)
注2(**)H30年実績の入浴料金収入をもとに (10%時) H30年時の消費税額を差し引いて10%時の消費税額を加える 「公租公課」-「年間料金収入」×0.08/1.08×0.5 +「年間料金収入」×0.1/1.08×0.5
○簡易課税制度 「納付する消費税」=「売上に係る消費税額」 -「売上に係る消費税額」 ×0.5(みなし仕入率)
注3 個人事業主分の人件費として一律240万と設定する
注4 人件費増加率 「R元年大阪府内企業賃金改定状況」2.11% 「R2年大阪府内企業賃金改定状況」1.99% 1.0211×1.0199=1.041(H30年からの賃上げ率4.1%) なお、人件費増加率の加味は、(B)の人件費に注3の個人事業主 分の人件費に一律加算後、人件費額全体に増加率を加味
注5 建物再調達費 平成29年経営調査を元に建物(附属物含む) の帳簿価格の5% ⇒ 556,209円
注6 事業報酬 平成29年経営調査を元に資本金の10% 法人経営 493,333円 入浴料金収入 個人経営/法人経営=55.3% 個人経営(法人経営の55.3%として) 272,813円を計上 (272,813×36+493,333×11)÷(36+11)=324,424円

営業外 収入反映	1日あたりの営業費用 ((エ) - (ウ)) ÷年間営業日(312日)	(オ)
	1日大人1人あたりの営業費用 (入浴料金) ((オ) ÷111人)	(カ)
	(カ)-450円	

55,224
497.5
47.5